

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 5 - 関東 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年12月 8 日

【会社名】 アルフレッサ ホールディングス株式会社

【英訳名】 Alfresa Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 荒川 隆治

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 3 号

【電話番号】 03-5219-5100

【事務連絡者氏名】 代表取締役 副社長
社長補佐 総務・財務企画・コーポレートコミュニケーション・
コンプライアンス担当
岸田 誠一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 3 号

【電話番号】 03-5219-5100

【事務連絡者氏名】 代表取締役 副社長
社長補佐 総務・財務企画・コーポレートコミュニケーション・
コンプライアンス担当
岸田 誠一

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 20,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2023年10月25日
効力発生日	2023年11月 2 日
有効期限	2025年11月 1 日
発行登録番号	5 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 20,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額)

20,000百万円

(20,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)】

銘柄	アルフレッサホールディングス株式会社第1回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(ソーシャルボンド)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金20,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金20,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.827%
利払日	毎年6月14日および12月14日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、2024年6月14日を第1回の利息を支払うべき日(以下「支払期日」という。)としてその日までの分を支払い、その後毎年6月14日および12月14日に各その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 支払期日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は、利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記((注)「10.元利金の支払」)記載のとおり。</p>
償還期限	2028年12月14日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法および期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2028年12月14日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が銀行休業日にあたる時は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記((注)「10.元利金の支払」)記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2023年12月8日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店

払込期日	2023年12月14日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保および保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。)に担保権を設定する場合には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。 2. 当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1. 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)からA+(シングルAプラス)の信用格付を2023年12月8日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

2. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規程の適用を受けるものとし、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき本社債の社債券は発行しない。ただし、社債等振替法第67条第2項に規定される場合には、社債権者は当社に社債券を発行することを請求できる。この場合、社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。

3. 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4. 財務代理人ならびに発行代理人および支払代理人

- (1) 当社は、株式会社三菱UFJ銀行を財務代理人として、本社債の事務を委託する。
- (2) 本社債にかかる発行代理人業務および支払代理人業務は、財務代理人がこれを行う。
- (3) 財務代理人は、本社債に関して、本社債の社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また本社債の社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係を有しない。
- (4) 当社は、財務代理人を変更する場合には、本(注)6に定める方法により本社債の社債権者にその旨を通知する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を喪失し、本(注)6に定める方法により本社債の社債権者にその旨を直ちに通知する。

- (1) 当社が、別記「償還の方法」欄第2項に違背したとき。
- (2) 当社が、別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
- (3) 当社が、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
- (4) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てをし、または解散(合併の場合を除く。)の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定または特別清算の開始命令を受け、または解散(合併の場合を除く。)したとき。

6. 公告の方法

- (1) 本社債に関し社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるときを除き、当社定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する。
- (2) 本(注)6(1)にかかわらず、当社が定款の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、電子公告によりこれを行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、当社定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する。

7. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債および本社債と同一の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を当社に提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

8. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4(1)を除く。)の変更は、法令に別段の定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- (2) 裁判所の認可を受けた本(注)8(1)の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9．社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

10．元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	12,000	1．引受人は、本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2．本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	8,000	
計		20,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
20,000	100	19,900

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額19,900百万円は、3,132百万円を2024年5月末までに当社の連結子会社であるアルフレッサ株式会社への投融資資金に、残額を2025年12月末までに当社の連結子会社であるアルフレッサファーマ株式会社への投融資資金に充当する予定です。

なお、当該各連結子会社は当該投融資資金を当社が策定したソーシャルボンド・フレームワークにおける適格プロジェクト(別記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載します。)である茨城県つくば市における物流センターの建設に関する設備投資資金ならびに群馬県太田市における医薬品製造棟の建設に関する設備投資資金および当該設備投資に係る税金等の支出に充当する予定です。

また、当該設備投資資金にかかる設備計画は、本発行登録追補書類提出日(2023年12月8日)現在(ただし、既支払額は2023年9月30日現在)、以下のとおりです。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手および 完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
アルフレッサ(株) つくば物流センター	茨城県 つくば市	医療用医薬品 等卸売事業	事業所・ 物流センター	24,152	21,020	自己資金 および社債	2022年 2月	2024年 5月
アルフレッサ ファーマ(株) 群馬工場	群馬県 太田市	医薬品等製造 事業	医薬品製造棟	15,600	-	自己資金 および社債	2024年 6月	2025年 12月

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ソーシャルボンドとしての適合性について

当社は、本社債についてソーシャルボンドの発行のために、「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles) 2023」(注1)および「ソーシャルボンドガイドライン2021年版」(注2)に即したソーシャルボンド・フレームワーク(以下「本フレームワーク」という。)を策定し、その適合性について、第三者評価機関である株式会社格付投資情報センター(R&I)よりセカンドオピニオンを取得しております。

(注1) 「ソーシャルボンド原則(Social Bond Principles)2023」とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド・ソーシャルボンド原則執行委員会(Green Bond Principles and Social Bond Principles Executive Committee)により策定されているソーシャルボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「ソーシャルボンド原則」といいます。

(注2) 「ソーシャルボンドガイドライン2021年版」とは、ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、いわゆる先進国課題を多く抱える我が国の状況に即した具体的対応の例や解釈を示すことで、ソーシャルボンドを国内で普及させることを目的に、金融庁が2021年10月に策定・公表したガイドラインをいい、以下「ソーシャルボンドガイドライン」といいます。

ソーシャルボンド・フレームワークについて

本フレームワークは「ソーシャルボンド原則」および「ソーシャルボンドガイドライン」に則り、以下の4つの要素について定めています。

1. 調達資金の使途

本フレームワークに基づき調達された資金は、以下の適格プロジェクトに係る新規投資に充当します。

適格プロジェクト	想定される社会的便益	事業カテゴリー (対象となる人々)	SDGs
茨城県つくば市における物流センターの建設・運営	災害時にも医療を止めないために以下のBCP(事業継続計画)対応機能を備えることにより、安定的な医薬品の供給に貢献する。 ・震度6強などの大きな地震の際も、建物への被害を軽微なレベルで抑える免震構造を建物全体に採用 ・72時間稼働が可能な大型非常用電源 ・給水・排水の遮断を想定した受水槽設備	必要不可欠なサービスへのアクセス (医薬品を必要とする被災者)	3. すべての人に健康と福祉を 11. 住み続けられるまちづくりを
群馬県太田市における医薬品製造棟の建設・運営	以下の機能を備え、迅速かつ安定的に医薬品を生産することにより、医療の高度化によるアンメット・メディカルニーズの充足に貢献する。 ・ハザード物質の高度な封じ込め機能を備えた医薬品製造棟 ・カプセル、液剤、軟膏、顆粒等、多様な剤形に対応し、希少疾患に係る医薬品を中心とした低分子医薬品や高薬理活性物質の製造を受託できる設備	必要不可欠なサービスへのアクセス (アンメット・メディカルニーズに直面する患者)	3. すべての人に健康と福祉を

アルフレッサ ファーマ株式会社 群馬工場内に新棟を3棟建設

2. プロジェクトの評価および選定のプロセス

ソーシャルボンドの資金使途となる適格プロジェクトは、長期目標、中長期ビジョンに基づき、当社の財務企画部が関連する事業部門と協議を行い、財務・CSR管掌役員による最終決定を経て選定し、取締役会へ報告いたしました。なお、事業実施にあたっては、当社グループのコンプライアンスガイドラインに基づき、法令、社内外の諸規則および社会規範を遵守して行います。

3. 調達資金の管理

当社の財務企画部が、ソーシャルボンドによる調達資金の全額が、適格プロジェクトに充当されるよう追跡管理を行い、年度ごとに資金の充当状況を確認します。

ソーシャルボンドによる調達資金が適格プロジェクトに充当されるまでの間、調達資金は現金又は現金同等物として管理し、調達後2年程度の間には充当を完了する予定です。

4. レポートニング

資金充当レポートニング

ソーシャルボンドによる調達資金が適格プロジェクトに全額充当されるまでの間、年次で以下の内容を当社ウェブサイト上で開示予定です。

- ・各適格プロジェクトの概要(進捗状況を含む)
- ・充当額・未充当額、充当予定時期および未充当期間の運用方法

なお、調達資金の充当計画に大きな変更が生じる等の重要な事象が生じた場合は、適時に当社ウェブサイト上で開示します。

インパクトレポートニング

当社グループは、ソーシャルボンドによる調達資金が適格プロジェクトに全額充当されるまでの間、当社ウェブサイトにて以下の情報を、機密性および守秘義務の観点から開示可能な範囲において、少なくとも年次で公表します。

適格プロジェクト	アウトプット	アウトカム	インパクト
茨城県つくば市における物流センターの建設・運営	・BCP(事業継続計画)対応機能	・物流センターからの医薬品供給対象となる医療機関数 ・想定される災害のリスクの低減	・平時・災害時を問わず、的確な医療へのアクセスを実現
群馬県太田市における医薬品製造棟の建設・運営	・医薬品製造棟の機能	・医薬品製造棟における生産量	・医療の高度化による健康寿命の延伸

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第20期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月27日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第21期第1四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2023年8月10日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第21期第2四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2023年11月10日関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2023年12月8日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を、2023年6月28日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(2023年12月8日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項は、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

アルフレッサ ホールディングス株式会社 本店

(東京都千代田区大手町一丁目1番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。